

直方・鞍手広域市町村圏事務組合消防本部

特定事業主行動計画

2019年4月

直方・鞍手広域市町村圏事務組合消防本部女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

2019年4月1日

1. 目的

自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に發揮されることが一層重要であり、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図ることを目的として、平成27年8月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が10年間の時限立法として制定されました。

これらの法律では、地方公共団体等は「特定事業主」として自らの職員の子どもたちの健やかな育成と、女性が生き生きと活躍する職場づくりを進めるため、「特定事業主行動計画」を策定することとされています。

このような状況を踏まえ、当消防本部では、職員が仕事と子育ての両立及び仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）ができるよう環境づくりに向けて、その取り組みの内容や目標を「特定事業主行動計画」として定めました。

2. 計画期間

本計画の期間は、2019年4月1日から2024年3月31日までの5年間とする。

3. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

直方・鞍手広域市町村圏事務組合消防本部では、組織全体で継続的に女性の活躍を効果的に推進するため、消防本部総務課を中心として本計画の策定・変更、推進に当たることとする。

また、本計画に基づく取組みの実施状況や目標の達成状況の点検及び評価を実施する。

4. 女性職員の活躍の推進に向けた目標

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、直方・鞍手広域市町村圏事務組合消防本部において、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

(1) 女性消防吏員の採用について

過去の採用試験の実績を踏まえ、2029年度までに女性消防吏員を採用することを目標とするが、今後、退職者が減少する傾向の中、具体的な数値目標を設定は難しい状況である。

消防吏員に占める女性の割合を約2.5%程度とすることができるよう、受験者数に占める女性の割合を複数確保できるよう努める。

(2) 配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得の促進について

子どもの出生時に親子の時間を大切にし、父親として子どもを持つことに対する喜びを実感するとともに、出産後の配偶者を支援するため、配偶者出産休暇の取得率100%を目指し、父親としての役割意識を向上させる。

(3) 休暇取得の促進について

職員が年次休暇を安心して容易に取得できる職場環境づくりに努め、職員の計画的な年次休暇の取得促進を図る。

5. 女性職員の活躍の推進に向けた目標達成のための取り組み

前項で掲げた目標達成に向け、次の取り組みを実施する。

(1) 女性消防吏員の採用について

ア 消防吏員採用試験受験者募集時に、管内各学校へ出向き女子生徒の積極的な受験について働き掛けを行う。

イ 広報紙及びホームページ等の広報ツールにより、受験情報を積極的に発信していく。

ウ 女性を対象とした職場説明会や職場体験等を企画し、女性の積極的な受け入れを行う。

(2) 配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得の促進について

ア 特別休暇等の諸制度に関して、職員への周知を図る。

イ 職員が配偶者の出産に係る休暇を取得しやすい環境をつくる。

(3) 休暇取得の促進について

ア 管理監督者に部下の年次休暇の取得状況を把握させ、計画的な年次休暇の取得に努める。

イ 安心して年次休暇が取得できるよう、職場環境の改善を図る。

